

後期高齢者医療被保険者証が8月に更新されます

75歳以上の方（または65歳以上で一定以上の障害をお持ちの方）に交付されています。後期高齢者医療被保険者証（青竹色）は、有効期限が令和2年7月31日までとなります。

住民課総合窓口、子ども家庭支援センター（古里出張所）までご返還ください。
〔有効期限〕
新しい被保険者証の有効期限は、令和4年7月31日までとなります。

代を低く抑えることができず医師や薬剤師に相談しましょう。
相談しにくい場合は、被保険者証に同封の「ジェネリック医薬品希望シール」をご活用ください。

8月1日からの新しい被保険者証（オレンジ色）は、7月下旬までに簡易書留でお送りします。なお、8月1日から被保険者証が従来のサイズからカードサイズに変更となります。お間違えの無いようにご注意ください。

〔負担割合〕
医療機関にかかる際のご負担割合は、令和2年度（令和元年中）の住民税課税所得や収入に依り、1割または3割となります。
○ジェネリック
ジェネリック医薬品とは、後発医薬品とも呼ばれ、薬によっては新薬の特許が切れた後に、新薬と同等の成分で作られる医薬品です。安全性や効果も実証されており、新薬に比べて低価格で利用することができます。

また、ジェネリック医薬品は有効成分が新薬と同じでも、その他の添加剤の違いから、今までの薬と比べて、他の薬などとの飲み合わせが変わることもあります。詳しくは、医師・薬剤師にご相談ください。
※問い合わせは、住民課

新しい被保険者証が届きましたら、記載内容をご確認のうえ、ご不明な点は、問い合わせ先までご連絡ください。

なお、現在ご利用の被保険者証は、8月1日から使用できなくなります。有効期限が切れた後は、内容が読み取れないように、細断して処分していただくか、

このジェネリック医薬品を利用することで、継続的に服用している人ほど、薬

西多摩医師会 からお知らせ

○糖尿病教室「糖尿病のすべてが学べます」
〔日時〕毎月第4木曜日・午後1時30分～午後3時
（7月、12月は第3木曜日）

〔会場〕西多摩医師会館
〔費用〕無料（予約制）
〔対象〕糖尿病患者、糖尿病予備群（家族の方も可）
*マスク着用で受講
※申し込み、問い合わせは、
（一社）西多摩医師会
☎23・2171

国民健康保険 高齢受給者証が8月に更新されます

70歳から74歳までの国民健康保険被保険者の方に交付している『国民健康保険高齢受給者証』は、有効期限が7月31日までとなります。8月1日からの新しい高齢受給者証を、対象となる方に交付します。

割合は、2割または一定以上の収入がある方（※）は3割となります。
※住民税課税所得が145万円以上で、同じ世帯の国民健康保険加入中の70歳以上の方の収入の合計が、1人の場合は383万円以上、2人以上の場合は520万円以上ある方は、3割負担となります。

・8月1日現在の年齢が70歳から74歳までの方には、7月中に送付します。
・8月2日以降に70歳になる方には、70歳到達月の中旬頃に送付します。翌月の1日からご利用いただけます。

○高齢受給者証の有効期間
令和3年7月31日まで
それ以前に75歳に到達する方は誕生日の前日まで。
※問い合わせは、住民課

カット

国民健康保険

後期高齢者医療制度

○高齢受給者証の自己負担

☎83・2182

☎83・2182